

「部分供給に関する指針」新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>2. 部分供給のパターン</b></p> <p>・部分供給については、<u>以下の2パターンが考えられる（別紙1参照）。なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（又は他の小売電気事業者）が通告値によるベース供給を行い、他の小売電気事業者（又は区域において一般電気事業者であった小売電気事業者）が当該ベース供給（通告値によるもの）を除いた負荷追随供給を行う供給形態（通告型部分供給）については、部分供給として実施することはできない<sup>1</sup>。</u></p> <p>パターン1：[略]</p> <p>[削る]</p> <p>パターン2：[略]</p> <p>[略]</p> <p><sup>1</sup> <u>ただし、令和6年6月15日より前に、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、通告型部分供給が実施されている需要場所（通告型部分供給の実施にあたり、新規に接続供給契約を締結する場合にあっては当該接続供給契約の申込みが完了している需要場所を、既存の接続供給契約を変更し需要場所を追加する場合にあっては当該変更の申込みが完了している需要場所を含む。）については、当面の間、引き続き通告型部分供給を実施することができるが、当該契約等の更新時等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミングで、通告時間の見直し（スポット市場の入札期限よりも前、例えば、常時バックアップと同様に前日午前9時とするなど、新電力が実務的に対応可能な範囲において、ベース供給を行う小売電気事業者と負荷追随供給を行う小売電気事業者等の合意の下で設定されることが考えられる。）を行うことが望ましい。</u></p> <p><b>3. 具体的な実施方法</b></p>	<p><b>2. 部分供給のパターン</b></p> <p>・部分供給については、<u>例えば、以下の3パターンが考えられる（別紙1参照）。</u></p> <p>パターン1：[略]</p> <p><u>パターン2：区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（又は他の小売電気事業者）が通告値によるベース供給を行い、他の小売電気事業者（又は区域において一般電気事業者であった小売電気事業者）が当該ベース供給（通告値によるもの）を除いた負荷追随供給を行う供給形態【通告型部分供給】</u></p> <p>パターン3：[略]</p> <p>[略]</p> <p>[新設]</p> <p><b>3. 具体的な実施方法</b></p>

改正後	改正前
<p>上記2. のパターンを前提に、部分供給用契約電力や基本料金・電力量料金の算定方法、供給電力量の仕分方法などの具体的な実施方法を提示する。なお、<u>パターン1とパターン2の組み合わせ</u>による部分供給を否定するものではない。</p>	<p>上記2. のパターンを前提に、部分供給用契約電力や基本料金・電力量料金の算定方法、供給電力量の仕分方法などの具体的な実施方法を提示する。なお、<u>これらのパターン以外の方法</u>による部分供給を否定するものではない。</p>
<p>※各項目の具体的な内容は、特記されていない限り<u>2つ</u>のパターンに共通したもの。</p>	<p>※各項目の具体的な内容は、特記されていない限り<u>3つ</u>のパターンに共通したもの。</p>
<p>(1) 部分供給用契約電力の算定方法</p>	<p>(1) 部分供給用契約電力の算定方法</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>パターン2 (縦切り型部分供給)</u>についても、上記と同様の算定方法を基本としつつ、各供給者が供給する時間帯における供給電力の最大値に基づき算定する。</p>	<p><u>パターン2 (通告型部分供給) 及びパターン3 (縦切り型部分供給)</u>についても、上記と同様の算定方法を基本としつつ、各供給者が供給する時間帯における供給電力の最大値に基づき算定する。</p>
<p>(2) 基本料金・電力量料金の算定方法</p>	<p>(2) 基本料金・電力量料金の算定方法</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>なお、<u>パターン2 (縦切り型部分供給)</u>における発電又は放電に係る料金については、各供給者が契約電力に応じて電源等を確保していると考えれば、需要家が一供給者から全量供給（需要家が一供給者のみから電力供給を受ける一般的な供給形態）を受けるときに比べて各供給者に支払う基本料金の合計額が高くなる可能性があることに留意が必要である。</p>	<p>なお、<u>パターン2 (通告型部分供給) 及びパターン3 (縦切り型部分供給)</u>における発電又は放電に係る料金については、各供給者が契約電力に応じて電源等を確保していると考えれば、需要家が一供給者から全量供給（需要家が一供給者のみから電力供給を受ける一般的な供給形態）を受けるときに比べて各供給者に支払う基本料金の合計額が高くなる可能性があることに留意が必要である。</p>
<p>(3) 供給電力量の仕分方法</p>	<p>(3) 供給電力量の仕分方法</p>
<p><u>パターン1 (横切り型部分供給)</u>については、ベース供給者からの供給電力量は、あらかじめ契約において定められた値とし、負荷追随供給者からの供給電力量は、30分ごとの需要場所全体の供給電力量の実績値から、ベース供給者からの30分ごとの供給電力量の値を差し引いた値の合計値とする。ただし、30分ごとの需要場所全体の供給電力量の実績値があらかじめ契約において定められた値を下回った場合は、当該実績値を、ベース供給者からの30分ごとの供給電力量とし、負荷追随供給者からの30分ごとの供給電力量はゼロとする（別紙2参照）。</p>	<p><u>パターン1 (横切り型部分供給) 及びパターン2 (通告型部分供給)</u>については、ベース供給者からの供給電力量は、あらかじめ契約において定められた値（<u>パターン2の場合</u>はあらかじめ通告された値）とし、負荷追随供給者からの供給電力量は、30分ごとの需要場所全体の供給電力量の実績値から、ベース供給者からの30分ごとの供給電力量の値を差し引いた値の合計値とする。ただし、30分ごとの需要場所全体の供給電力量の実績値があらかじめ契約において定められた値（<u>パターン2の場合</u>はあらかじめ通告された値）を下回った場合は、当該実績値を、ベース供給者からの30分ごとの供給電力量とし、負荷追随供給者からの30分ごとの供給電力量はゼロとする（別紙2参照）。</p>
<p><u>パターン2 (縦切り型部分供給)</u>については、あらかじめ契約において定められた各供給者が供給する時間帯における供給電力量とする。</p>	<p><u>パターン3 (縦切り型部分供給)</u>については、あらかじめ契約において定められた各供給者が供給する時間帯における供給電力量とする。</p>
<p>[削る]</p>	<p>(4) <u>負荷追随供給者への部分供給電力量の事前通知</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) 託送供給における料金等の取り扱い</p> <p>[略]</p> <p>したがって、<u>パターン2（縦切り型部分供給）</u>を受ける場合に需要家が支払う電気料金に含まれる託送料金相当分については、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う額と同額となるよう運用することが適当であり、それを上回る又は下回る場合には調整が必要となる<sup>2</sup>。なお、ここで調整が必要となるのは託送供給に係る料金であり（下記①～④の料金）、託送供給以外の発電又は放電に係る料金についての調整は不要とする。</p> <p><sup>2</sup> [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 予備送電サービス料金その他託送供給に係る事項</p> <p>予備送電サービス料金、違約金、工事費負担金、電力量料金その他託送供給に係る事項についても、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う電気料金に含まれる託送料金相当と同額となるよう運用するため、上記「流通費用調整額」に準じて各供給者間で協議しておくものとする。なお、当該需要家に関して各供給者に適用される接続送電サービスメニュー（標準又は時間帯別）により算定される託送料金相当の合計については、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う</p>	<p><u>パターン1（横切り型部分供給）</u>については、あらかじめ契約において定められた値が変更されることは原則として無いため、部分供給開始時及び契約変更時を除き、<u>需要家やベース供給者から負荷追随供給者への事前通知は不要とする。</u></p> <p><u>パターン2（通告型部分供給）</u>については、あらかじめ契約において定められた値の範囲においてベース供給者からの通告値により負荷追随供給を行う供給電力量が決まるため、<u>需要家からの事前通知は必要とし、供給者相互での確認も行うものとする。ただし、事前通知の方法については、需要家の負担軽減のため、ベース供給者等による代行を認めるなどの運用も考えられる。なお、通知の内容やタイミング等については、一般送配電事業者の託送供給等約款を参考とする。</u></p> <p><u>パターン3（縦切り型部分供給）</u>については、あらかじめ契約において定められた各供給者が供給する時間帯において、それぞれ負荷追随供給を行うため、<u>他供給者への事前通知は不要とする。</u></p> <p>(5) 託送供給における料金等の取り扱い</p> <p>[略]</p> <p>したがって、<u>パターン2（通告型部分供給）</u>及び<u>パターン3（縦切り型部分供給）</u>を受ける場合に需要家が支払う電気料金に含まれる託送料金相当分については、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う額と同額となるよう運用することが適当であり、それを上回る又は下回る場合には調整が必要となる<sup>1</sup>。なお、ここで調整が必要となるのは託送供給に係る料金であり（下記①～④の料金）、託送供給以外の発電又は放電に係る料金についての調整は不要とする。</p> <p><sup>1</sup> [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 予備送電サービス料金その他託送供給に係る事項</p> <p>予備送電サービス料金、違約金、工事費負担金、電力量料金その他託送供給に係る事項についても、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う電気料金に含まれる託送料金相当と同額となるよう運用するため、上記「流通費用調整額」に準じて各供給者間で協議しておくものとする。なお、当該需要家に関して各供給者に適用される接続送電サービスメニュー（標準又は時間帯別）により算定される託送料金相当の合計については、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う</p>

改正後	改正前
<p>電気料金に含まれる託送料金相当<sup>3</sup>と同額となるように運用されるよう事前に協議しておくことが適当であり、<u>パターン1（横切り型部分供給）</u>であっても同様である。</p>	<p>電気料金に含まれる託送料金相当<sup>2</sup>と同額となるように運用されるよう事前に協議しておくことが適当であり、<u>パターン1（横切り型部分供給）</u>であっても同様である。</p>
<p><sup>3</sup> [略]</p>	<p><sup>2</sup> [略]</p>
<p>⑤ [略]</p>	<p>⑤ [略]</p>
<p>(5) 標準処理期間</p> <p>具体的な供給電力量の仕分方法や部分供給を実施した場合の託送供給における取扱いの詳細な協議事項について、本指針に従って対応した場合、<u>パターン1（横切り型部分供給）</u>の標準的な処理期間としては1ヶ月が目安になると考えられる。<u>パターン2（縦切り部分供給）</u>については協議事項が多く、調整に時間を要すると考えられるが、これらも同様に1ヶ月となるよう努めることが期待される。</p>	<p>(6) 標準処理期間</p> <p>具体的な供給電力量の仕分方法や部分供給を実施した場合の託送供給における取扱いの詳細な協議事項について、本指針に従って対応した場合、<u>パターン1（横切り型部分供給）</u>の標準的な処理期間としては1ヶ月が目安になると考えられる。<u>パターン2（通告型部分供給）</u>及び<u>パターン3（縦切り部分供給）</u>については協議事項が多く、調整に時間を要すると考えられるが、これらも同様に1ヶ月となるよう努めることが期待される。</p>
<p>(6) [略]</p>	<p>(7) [略]</p>
<p>(別紙1)</p>	<p>(別紙1)</p>
<p>部分供給のパターンについて（イメージ図）</p> <p>【パターン1】[略]</p>	<p>部分供給のパターンについて（イメージ図）</p> <p>【パターン1】[略]</p>

改正後

[削る]

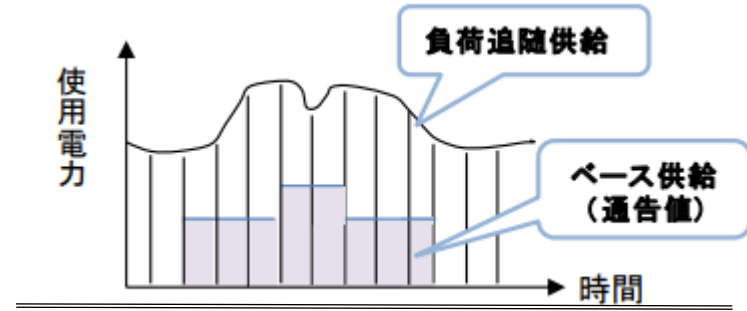
【パターン2】[略]

(別紙3)

託送料金に係る基本料金における流通費用調整額 (イメージ図)

改正前

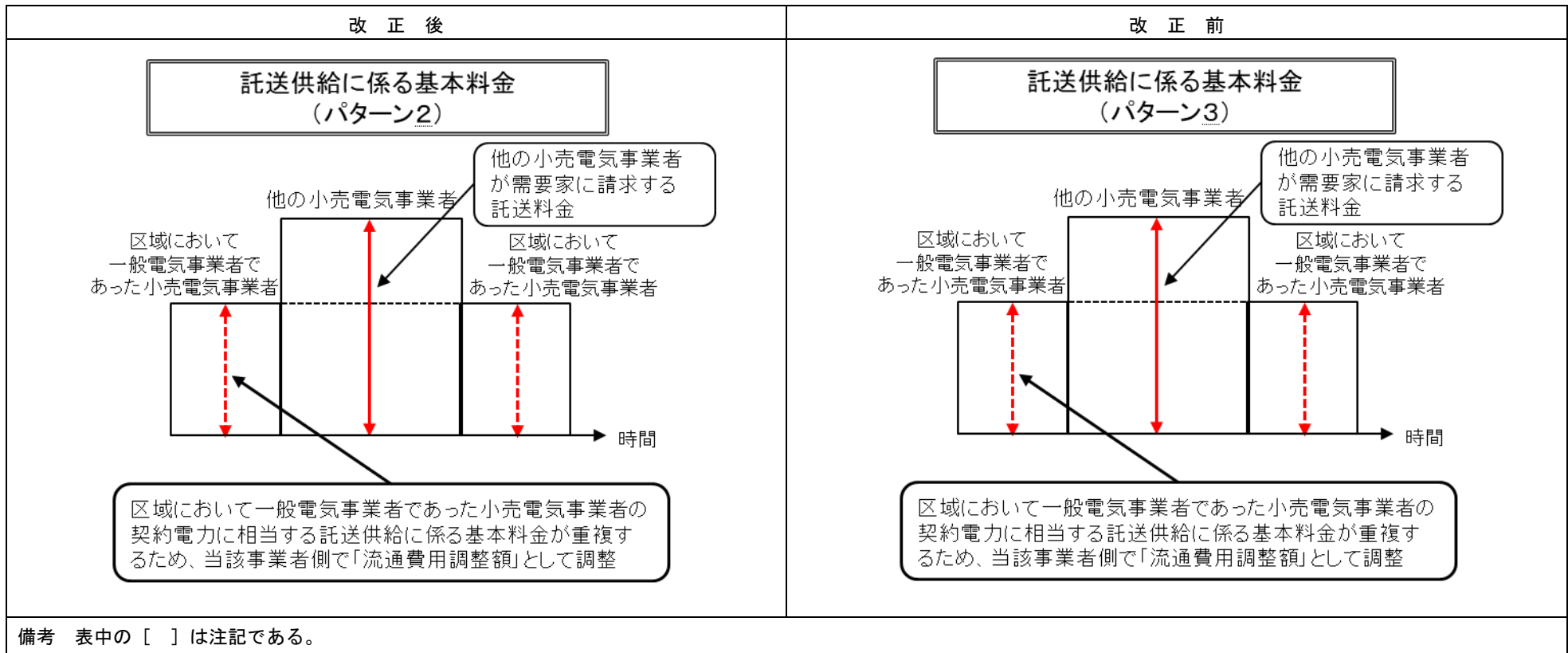
【パターン2】通告型部分供給



【パターン3】[略]

(別紙3)

託送料金に係る基本料金における流通費用調整額 (イメージ図)



附 則 (資第 号)

この通達は、令和六年六月十五日から施行する。